

彦根市プレミアム付商品券（購入引換券交付申請書）の申請期限を延長します

申請書の提出期限は9月30日(月)の予定でしたが、令和2年1月6日(月)まで延長します。
 対象者には、7月下旬に市から申請書類などを送付していますので、必要事項を記入して提出してください（子育て世帯該当者は申請不要）。対象者は、広報ひこね6月1日号か彦根市ホームページでご確認ください。



申請期限 令和2年1月6日(月)
申請方法 同封の返信用封筒を利用して郵送するか、プレミアム付商品券事業推進室の窓口で申請書をお持ちください。
 ※申請書を紛失した場合はご連絡ください。
 ※窓口受付では本人確認（運転免許証など）を行います。
商品券の休日販売を実施します
 市内郵便局での営業時間内の販売のほか、アル・プラザ彦根6階のプレミアム付商品券事業推進室では、右記の日曜日に商品券の休日販売を行います。

日時 10月6日、同13日、同20日、同27日
 いずれも日曜日の9:30～17:15
持ち物 市から対象者に送付された購入引換券、現金、本人確認書類

問い合わせ先 困地域経済振興課プレミアム付商品券事業推進室（〒522-0074 大東町2-28 アル・プラザ彦根6階）☎0120-1528-12、FAX22-1398
 ※「プレミアム付商品券」を装う振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご覧ください
彦根長浜都市計画の変更案
 都市計画を変更するため、その変更案を都市計画法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり縦覧します（これらの案に意見がある場合は、意見書を提出することができます）。

変更する都市計画
 【彦根長浜都市計画道路の変更（彦根市決定）】
 ▼3・4・107 稲部彦富線
 ▼3・5・105 肥田線
 ▼3・5・113 稻枝西口停車場線
 ▼3・4・30 河瀬馬場線
 ▼3・5・101 大数橋向線
 【彦根長浜都市計画用途地域の変更（彦根市決定）】
 ▼第1種中高層住居専用地域
 ▼第1種住居地域
 【彦根長浜都市計画道路の変更（滋賀県決定）】
 ▼3・4・106 彦富野良田線
 ▼3・5・109 西馬場八坂線
 ▼3・4・22 大数多賀線

縦覧期間 10月8日(火)～同23日(水)（土・日・曜日・祝日は除く）
縦覧場所 岡都市計画課、支所各出張所、奥湖東土木事務所管理調整課
問い合わせ先 岡都市計画課 ☎30・6124番、FAX

レンタカーのマイクロバス
緑ナンバーのバスを選びましょう
 レンタカーのマイクロバス（以下「レンタカー」）は、運転手がつかないので、借り受けた利用者自身が運転しなければなりません。
 ▼レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスは、法律違反です。
 ▼運転を依頼した人などに、レンタカーを手配してもらったこともできません。
 違法な「白バス（自家用の白ナンバーのバス）」を利用して、事故に遭ってしまった場合、適切な損害賠償がなされず、利用者自身が全額負担しなければなりません。
 レンタカーを利用する際には、道路運送法の許可を受けた正規事業者の「緑ナンバー」のバスを選びましょう。
問い合わせ先 国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎077-5057253番
 FAX077-5842079番

お求めは、滋賀県内の売り場で！
ハロウィンジャンボ5億円
 (1等3億円・前後賞各1億円合わせて)
ハロウィンジャンボミニ3千万円
 (1等2千万円・前後賞各500万円合わせて)
 ネットでも購入できるよ！
宝くじ公式サイト
<https://www.takarakuji-official.jp/>
 各1枚300円
10月18日(金)まで発売中!
 発売期間 9/24(火)～10/18(金)
 公益財団法人滋賀県市町村振興協会 <http://ss-sinko.jp/>

10月3日(木)から最低賃金は1時間866円です
 滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用されます（特定産業には、特定（産業別）最低賃金が定められています）。最低賃金は、賃金の最低額を保証するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。

問い合わせ先 彦根労働基準監督署 ☎22・0654番、FAX26・0241番 滋賀労働局賃金室 ☎077・52276654番、FAX077・52276625番

宝くじの助成金を地域コミュニティ活動に生かしています
 （一財）自治総合センターでは、宝くじの収益金を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。
 令和元年度に、この制度を活用して実施された、地域防災組織への助成事業を紹介いたします。
発電機やリヤカーなどを整備（芹橋二丁目自主防災会）
 地域の人々の安全で安心な生活を守るため、①インバーター発電機②リヤカー③車椅子などを整備しました。

問い合わせ先 困危機管理課 ☎30・6150番、FAX23・1777番

行政相談週間 10月7日(月)～同13日(日)

彦根市の行政相談委員
 【定例の行政相談】
 毎月第2月曜日 13:00～15:00
 相談室（彦根駅西口仮庁舎4階）
 ※10・1月は第2火曜日、12月は稲枝支所

巡回相談
 ▶10月15日(火) 13:00～15:00（亀山出張所）
 ▶11月19日(火) 13:00～15:00（高宮出張所）

※行政相談は電話でも受け付けています。
 <総務省滋賀行政監視行政相談センター>
 ☎0570-090110、ホームページ <https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>
問い合わせ先 困まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398

「行政相談委員」は、皆さんの身近な相談相手です。国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、問題の解決や要望などを聞き、寄せられた意見などを、その後の行政運営に生かすように橋渡しをする役割を担っています。
 「苦情や要望をどこに言ってよいのか分からない」などの場合は、行政相談委員がご相談に応じます。
 この他にも、市役所・支所での定例相談や、各出張所での巡回相談、登記・相続・遺言などについて、専門職員・専門家が相談に応じる「行政なんでも相談所」などがあります。これらの日程は、広報ひこねの毎月15日号の相談欄でお知らせします。
 ※相談は無料・予約不要で・秘密は厳守します。

国立印刷局体育館の使用料を改定します
 10月から消費税率が10%に引き上げられることを受け、国立印刷局彦根工場体育館の使用料（1時間当たり）を次のとおり改定します。

改定前	改定後
【全面】1、100円	【全面】1、120円
【半面】550円	【半面】560円

※改定後の料金は、10月以降の申し込みからです。

問い合わせ先 困教育委員会 保健体育課 ☎24・7975番、FAX23・9190番

10月は浄化槽月間です
 浄化槽とは、微生物の働きを利用して、家庭のトイレや台所などから出る汚れた水をきれいにする装置です。きれいな水は、排水された後は、側溝や水路に排水され、その後、川や琵琶湖に流れていきます。浄化槽の働きが適正に維持されていないと、汚れたままの水がそのまま流れ出てしまい、周辺の水環境を悪化させてしまう恐れがあります。
年一回の法定検査を受けましょう
 法定検査とは、浄化槽の維持管理が適正に行われているかを確認する検査です。
 この検査は、浄化槽を設置した後3～8か月の間と、その後、年に1回受検する必要があります。浄化槽法に定められています。
管理者の変更や廃止された場合は届出をしましょう
 浄化槽の管理者が変更された場合や、下水道への接続や建物の解体によって、浄化槽を廃止された場合は、困生活環境課へ届け出てください。

問い合わせ先 困生活環境課 ☎30・6116番、FAX27・0395番